

人材紹介サービス契約書

甲		乙	
	印	大阪府茨木市南春日丘4-1-12 株式会社Be Grateful 代表取締役 小樋山 樹	印

契約締結日	2025年 月 日
有効期間	2026年 月 日まで

<契約条項>

甲と乙とは、甲が実施する人材の採用に関し、下記のとおり、甲が乙の人材紹介サービスを利用する契約（以下「本契約」という）を締結する。なお、本契約締結の証として、本書2通を作成し、双方にて記名押印のうえ各1通を保管する、または本書の電磁的記録を作成し、双方の合意後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

第1条 （本サービスの内容）

- 乙は、甲より明示された求人条件に該当する人材のうち、甲に応募する意思がある人材を甲に紹介する（以下甲に紹介した人材を「候補者」という）。甲は、候補者から任意の者を選び、甲の判断に基づき選考のうえ、その採用の可否を判断する。
- 甲は、乙に紹介を依頼する求人案件に関して、特別な条件（必要な資格等も含む）がある場合、事前にその旨を乙に通知する。
- 乙は、職業紹介事業者として通常課される責任において、人材紹介サービス（以下「本サービス」という）を誠実に遂行する。
- 甲は、本契約において、候補者が他企業の求人に対して応募することがあることを確認する。
- 甲は、候補者の採用を決定した場合、候補者に対して所定の内定通知書（労働基準法第15条に基づく労働条件を明示したもの）またはこれと同等の事項を記載した文書を交付するとともに、乙に対しても遅滞なくその副本もしくは写しを交付する。

第2条 （報酬）

- 甲が、乙から紹介された候補者の採用を決定し、入社意思を表明した当該候補者（以下当該候補者を「採用決定者」という）が甲に入社した場合、本条に定める条件に基づき、乙は甲に報酬を請求できるものとする。
- 報酬は、甲と採用決定者の間で合意した理論年収の35%とする。ただし、別途消費税および地方消費税を加算するものとする。
- 理論年収とは、採用決定者の月額固定給（諸手当を含むが、交通費および割増賃金は含まない。ただし、割増賃金が固定額として支払われる場合は、当該固定額を含む。以下同じ。）の12箇月分ならびに入社時に確定している理論上の通年賞与、報奨金および一時金を合計した金額をいう。
- 乙は、採用決定者が甲に入社した場合、甲の指定する方法に従って、採用決定者に関する事項（氏名・理論年収・入社日）および、報酬に関する事項（料金・請求日・支払期日）の確認を行うものとする。
- 採用決定者が甲への入社意思を表明したにもかかわらず甲に入社しない場合（以下「内定辞退」という）、乙は甲に報酬を請求しない。

6. 当該報酬の支払方法について、乙は、採用決定者の入社日以降速やかに請求書を発行する。甲は、本項に従った請求書を受領した日を基準として、毎月末で締め切り、翌月末日までに、乙が指定する銀行口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
7. 本条および次条に基づく請求金額（消費税および地方消費税を除く）については1円単位で計算し、1円未満の端数は切り上げるものとする。かかる請求金額に消費税額および地方消費税額を乗じて算出した金額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

第3条 （報酬の返還）

採用決定者が、入社（「入社」とは、雇用契約に基づき勤務を開始した時点をいう。以下、本契約において同様とする。）後、以下の各号に定める期間（入社日を起算日とする）の間に、自己都合による退職、解雇その他の事由により離職した場合（以下「退社等」という）、乙は、甲の請求後、請求日の属する月の翌月末日までに、当該各号に定める金額を甲に返還する。ただし、退社等が甲の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

- (1) 1箇月以内：報酬の80%
- (2) 1箇月超3箇月以内：報酬の50%
- (3) 3箇月超6箇月以内：報酬の20%

第4条 （機密情報・個人情報の取扱い）

1. 甲および乙は、本契約に関して知りえた相手方の機密情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者にこれを提供してはならない。
2. 甲および乙は、候補者の同意を得て相手方より開示された候補者の個人情報を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、個人情報の保護に関する法律により認められる場合を除き、候補者の同意を得ずに第三者にこれを提供してはならない。

第5条 （免責）

1. 乙は、甲に対し、本サービスの利用による採用の確実性、候補者の資質・能力および応募書類等の情報の正確性等、本サービスの効果ならびに候補者に関する保証は行わないものとする。
2. 甲および乙は、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、相手方と候補者その他の第三者との間のトラブルについては責任を負わないものとする。

第6条 （留意事項）

1. 候補者につき、乙の紹介日から2年を経過しない間に、同一職種について乙の紹介以外の方法によって甲への応募または紹介がなされた場合、乙の紹介が優先されるものとする。
2. 甲は、乙の紹介前に他の方法による応募または紹介がなされていた場合には、第2条に定める報酬を支払う義務を負わない。この場合、甲は、乙の紹介後遅滞なく乙にその旨を電子メール等にて通知するものとする。
3. 甲は、乙の紹介後、特段の事由がない場合、乙への事前通知なく、候補者と連絡をとってはならない。また、本契約の有効期間を問わず、乙より候補者の紹介を受けた日から2年を経過しない間は、対象職種を問わず甲からの直接的・間接的な能動的行為により当該候補者と連絡を取ってはならない。ただし、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合または甲が当該候補者の採用を決定した場合は、この限りではない。

第7条 （損害賠償）

甲および乙は、本サービスの遂行に際し、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を発生させた場合、現実に発生した直接かつ通常の損害の範囲でこれを賠償するものとする。

第8条 （解除）

甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合または本契約を継続しがたい事由が生じた場合、本契約有効期間中においても、相当な期間を定めて相手方にその旨書面にて事前通知することにより、本契約を解除することができる。

第9条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
 - （1） 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - （2） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - （3） 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - （4） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - （5） その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
 - （1） 暴力的な要求行為
 - （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4） 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - （5） その他前各号に準ずる行為
3. 甲および乙は、自己または再委託先（再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が現在および将来にわたって第1項に定める反社会的勢力に該当しないこと、ならびに同項各号の関係を有しないことを確約し、また、前項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
4. 甲および乙は、その再委託先が前項に違反することが契約後に判明した場合には、直ちに違反した再委託先との契約を解除し、または契約解除のための措置を採らなければならない。
5. 甲および乙は、前4項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。
6. 甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲と乙の間にて締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った甲または乙は、相手方に損害が生じてでも何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った甲または乙に損害が生じたときは、相手方はその損害を現実生じた通常かつ直接の損害の範囲でこれを賠償するものとする。

第10条 （有効期間）

1. 本契約の有効期間は、表記記載の通りとする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲、乙双方から何ら異議申立てのない場合、本契約は同一内容でさらに1年間有効とし、以降についても同様とする。

2. 本契約に定める報酬の支払いに関する事項、第4条、第5条、第6条、第7条、本条、第11条および第13条は、本契約終了後も有効とする。

第11条 (旧契約の失効)

本契約と矛盾抵触する内容を含む甲乙間で締結済みの人材紹介に関する一切の契約（以下「旧契約」という）は、本契約の締結をもって失効する。ただし、旧契約の有効期間中に乙が甲に対して候補者を紹介した場合、当該候補者に関しては旧契約が適用されるものとする。

第12条 (法令遵守)

甲および乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護に関する法令、その他本契約に適用される一切の日本国法令および関係官庁の指導等を遵守する。

第13条 (裁判管轄)

本契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。

第14条 (協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上